

海・山・人の恵みを活かしたまちづくり

～変革と創造に挑む～

第5期雄武町総合計画（後期基本計画）

- 1 総合計画策定の背景・根拠
- 2 後期基本計画策定方針（案）
- 3 審議会スケジュール（案）



平成24年6月

1 総合計画策定の背景・根拠

①地方自治法の一部改正（昭和44年）

→市町村が長期の総合計画を策定する場合、その基本構想を定めることを義務付け、議会での議決を得ることが要件となりました。

②雄武町の対応

→5期にわたる総合計画を策定

計 画 名	計画期間	将 来 像
第1期総合計画 第2期総合計画 第3期総合計画	昭和46年度 ～ 平成9年度	『人間性豊かなオホーツク圏 生産都市の建設をめざして』
第4期総合計画	平成10年度 ～ 平成19年度	『味わいとやさしさに彩られた オホーツクの輝き拠点・雄武』
第5期総合計画 (現在推進中)	平成20年度 ～ 平成29年度	『変革と創造に挑むまち・雄武』

③第5期雄武町総合計画の概要

→第5期雄武町総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画、財政計画で構成しています。

第5期総合計画の期間



区 分	内 容
基本構想 (10 年間)	◇ 雄武町がめざしていくまちの将来像を展望し、その基本政策を示します。
基本計画 (前期 5 年間) (後期 5 年間)	◇ 基本構想に示した将来像の実現を図るための施策を体系化、具体化するとともに、重点的に実施する施策を示します。
実施計画 (前期 5 年間) (後期 5 年間)	◇ 基本計画に定めた施策を推進するために、その手段として実施していく事業を位置づけるもので、各年度の予算編成における基本指針となります。
財政計画 (前期 5 年間) (後期 5 年間)	◇ 実施計画に定めた事業を着実に実施するため、計画期間内の収支見込みを策定時点において示します。

④地方自治法による義務付けの撤廃（平成 23 年）

→平成 23 年 8 月に施行された、地方自治法の一部改正法により、「市町村基本構想」の策定義務が撤廃されました。しかし、総合計画は地域の経営指針となる最上位計画であることに変わりはなく、雄武町では「基本構想」及び「基本計画」について「議会の議決に付すべき事件を定める条例」において、その策定について継続して議決を要することとしています。



2 後期基本計画策定方針（案）

①策定の趣旨

現在、雄武町では平成 20 年度を始期とする「第 5 期雄武町総合計画基本構想・前期基本計画」に基づいてまちづくりを進め、確かな地域力の源となる農林水産業や商工業の振興、保育所の統合（認定子ども園）や介護老人保健施設の設置等福祉の充実、学校環境の

整備や生涯学習等教育の推進、防災行政無線・道路・河川・上下水道等の生活基盤整備、地方分権に対応するべく町民と議会、行政が共に考えながら行財政の運営を推進し、ハード・ソフトの両面から、着実にまちづくりを進めてきたところです。

一方でこの間、国内外における社会情勢の急激な変化がみられ、10年を1期間とする総合計画では対応しきれない時代が訪れているのが現実です。このため、前期基本計画の期間満了に伴い、各分野の政策課題や諸情勢に対応した施策・事業を推進することが必要となっており、本審議会による意見交換及び計画案の審議、まちづくりアンケートや行政評価における検証等を踏まえながら、「後期基本計画」を策定します。

②策定の視点

(1) 町民憲章と総合計画

雄武町では昭和46年に「雄武町民憲章」を制定しました。この町民憲章は、雄武町の主人公である町民一人ひとりの行動規範となるべき“誓い”ですが、社会経済が急成長する中、国や道など上位組織に依存しがちな行政体質が続く中で、ある意味なおざりにされてきた感があります。

これは全国的な傾向で、地域コミュニティの低下や、ふるさと意識の希薄化等が進む中で、地域で暮らしていくための倫理観、「何が正しいか正しくないか」を問うこの町民憲章は、まちづくりの基本と考えられるものであり、後期基本計画の策定作業を通じて、町民憲章をどのように総合計画の中に定義づけていくか、制定から丸40年を経た今日、その必要性について今一度、基本に立ち返った視点で考えていくことが重要です。

(2) 社会動向の的確な反映

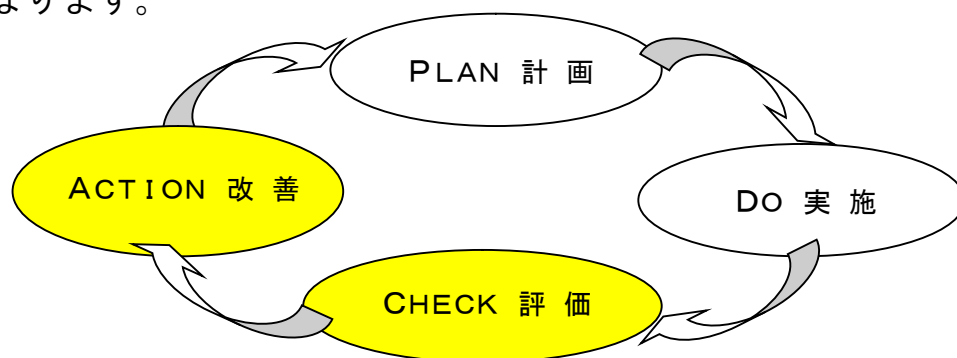
第5期雄武町総合計画のスタートから4年が経過した今日、国際情勢、国内情勢、本町内における情勢も急速に変化し、先の見えない時代とも言われる中、最新の動向を反映した計画づくりが

求められています。

(3) P D C A機能に基づく新規事業等の盛り込み

雄武町では、現行の前期基本計画策定時に、政策・施策・事務事業の体系を明確化し、毎年行政評価を実施しています。さらにこの結果に基づく実施計画のローリング（見直し）作業を行い、財政計画との調整や予算編成事務と連動した事業推進の仕組みづくりを構築しました。

これをP D C Aサイクルといい、イメージで表すと下図のようになります。



この仕組みは、行政事務レベルでは一定の機能が発揮され効率的な実施計画の改善が図られ、見直し後の計画は広報誌やホームページで公開してきましたが、町民参画の機能には至っていないのが実情で、後期基本計画の策定にあたっては、後期5カ年の実施計画、とりわけ新規事業や本町独自の施策等についての審議にあたっては、審議会委員（＝町民）と行政とが共に考え、中長期的視野に立った検討を進めていきます。

(4) 策定作業を通じた町民と行政の協働

近年、まちづくりにおいて「住民と行政の協働」という言葉を耳にする方も多いのではないのでしょうか。雄武町の総合計画の政策目標の一つにも掲げられています。当審議会における策定作業はまさにこれに該当するもので、町長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行うという、重要な役割を担っています。

審議会の進め方については、様々な手法があると考えられますが、会議に参加した皆さんが計画づくりの過程で「皆で手を動か

し、知恵を出し合う」ワークショップという方式があり、様々な分野の計画づくりに取り入れられています。本町では「雄武マリノベーション」などの計画策定の際に用いられています。

普通の会議は議長が進行し、意見のある人が挙手をして発言する一問一答形式で、なかなか意見を出しにくいといった面もありますが、ワークショップではいくつかグループ分けをし、アイディアをカードに書いてまとめたり、フリートークをしたりなど、すべての参加者が和やかな雰囲気の中で意見を出し合えるメリットがあり、自由な視点での計画づくりが期待できます。



3 後期基本計画策定審議会スケジュール（案）

後期基本計画は、平成24年12月議会の上程をめざし、9月下旬頃に審議会等における意見を反映させた計画素案をまとめ、10月に集中審議していきます。現段階におけるスケジュール事務局案を下記に示します。

	審議会 （全体会議）	総務・行財政 専門部会	産業建設・環境 専門部会	社会福祉・教育 専門部会
第1回 （6月）	諮問 策定方針・スケジュールの確認			
第2回 （7月）	ワークショップ 方式での協議			
第3回 （8月）	ワークショップ 方式での協議			
第4回 （10月）	計画素案の提示	計画素案の提示	計画素案の提示	計画素案の提示
集中審議 （10月）	専門部会	計画素案の検討	計画素案の検討	計画素案の検討
	専門部会	計画案の検討	計画案の検討	計画案の検討
第5回	計画案の確定			

(11 月)	答申			
--------	----	--	--	--

(別紙)

○ 議会の議決に付すべき事件を定める条例

平成 17 年 3 月 22 日条例第 2 号
改正 平成 23 年 6 月 16 日条例第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 96 条第 2 項の規定により、議会の議決に付さなければならない事件を定めるものとする。

(議会の議決に付すべき事件)

第 2 条 議会の議決に付すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 雄武町の地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想
- (2) 前号の基本構想に係る基本計画

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月 16 日条例第 13 号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 35 号)の施行の日から施行する。